

許認可等の標準処理期間

「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことです。

そのため、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもありますので、御留意ください。

また、次のような期間は原則として標準処理期間に算入されませんので、御留意ください。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 執務が行われない休日
(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)
(例えば、標準処理期間が14日の場合で途中で土曜日・日曜日が2回入るときは、標準処理期間の末日は、暦の上では申請の日から18日後となります。)
- (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- (4) 審査のために必要なデータを追加するための期間

危険物申請に対する処分に係る標準処理期間一覧

(令和3年2月1日現在)

許認可等の内容	標準処理期間
○危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	14日
○危険物施設の設置・変更の許可	
設置許可	21日
変更許可	14日
○危険物施設の完成検査	14日
○仮使用の承認	14日
○危険物施設の完成検査前検査	14日
○予防規程の認可・変更認可	
新規の認可	14日
変更の認可	14日
○完成検査済証の再交付	7日